

国立大学法人高知大学男女共同参画推進委員会規則

平成 23 年 3 月 28 日
規 則 第 109 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人高知大学に、男女共同参画を推進するため、役員会の下に国立大学法人高知大学男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関する事。
- (2) 男女共同参画推進方策の企画、立案及び実施に関する事。
- (3) 男女共同参画推進状況の点検、評価及び改善に関する事。
- (4) 男女共同参画推進の情報提供及び公表に関する事。
- (5) その他男女共同参画の推進に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）
- (2) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (3) 理事（教育担当）
- (4) 副学長のうち学長が指名した者 2 人
- (5) 男女共同参画に係る事項を処理する学長特別補佐
- (6) 各学系長
- (7) 看護部長
- (8) 事務局長
- (9) 男女共同参画推進専門委員会委員長
- (10) 総務部長
- (11) その他学長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 11 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前条第 11 号の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

(会議)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

6 委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(男女共同参画推進専門委員会)

第7条 委員会に、男女共同参画に関する専門的事項を審議するため、男女共同参画推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第116号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第152号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月13日規則第17号）

この規則は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。